

司法試験管理委員会委員長 殿

平成14年7月2日

株式会社 辰巳法律研究所 代表取締役所長 後藤 守男

当研究所は、司法試験管理委員会宛に、本年度短答式試験第5問についての疑問を提起させていただきました。

今回の質問は、時間をかけた真剣な検討に基づくものです。且つ、当研究所が試験直後に収集した全国5,283人の解答再現によれば貴委員会が正解とする肢を正解とした受験生がわずか7.5%であったという客観的Dataを参考資料とするものであり、正解公表という情報公開の趣旨からも、貴委員会からそれなりに真摯な回答を寄せていただけることを期待していました。しかし、貴委員会「庶務担当」名義での回答は、木で鼻を括ったようなものであり、到底納得のできるものではありませんでした。

なぜもう少し突っ込んだ回答をしようとしないのでしょうか。

誠に残念です。これでは折角の正解公表の大きな意義が没却されてしまいます。

今回の質問と回答における貴委員会の姿勢をみるにつけ、私は、日本同様司法試験制度の改革に取り組んでいる隣国、大韓民国の法務部の姿勢との大きな差を感じます。貴委員会におかれては韓国の司法試験制度についても十分な情報をお持ちでしょうが、参考までに申し上げますと、韓国では2000年度から短答式試験問題の持ち帰りが許されるようになり、且つ本年度からは、試験当日に公開する法務部の「正答仮案」に対して15日間の異議申立期間を設け広く批判を仰いでいます。ポイントは二つです。一つは、正解の公表が試験当日であること。現在の日本のように合格発表時に「正解」を公開するのでは、仮に正解に疑問があった場合でも、解答の撤回なり正解を二つにするというような対処が極めて困難です。もう一つのポイントは、どのような権威者が作成し検討したものであっても、人間の為すことである以上間違いが当然あり得るといふ、ある意味で当たり前、ある意味で謙虚な姿勢です。当研究所では毎年数千問の短答式試験問題の作成・検討を行っていますので、貴委員会の問題作成の御苦勞が並々ならぬものであることを重々承知しています。毎年出題される本試験問題の多くは、極めて質の高い練り上げられたものであり、深い敬意を表すべきものです。しかし、それが「無謬」であるとはできません。

司法試験制度は一国の統治制度の根幹に関わる国家戦略の問題ですので、もちろん他国の制度をそのまま良しとするものではありませんが、両国の姿勢を比較するとき、「官」と「民」の関係の大きな相異を感じるのは私一人ではないでしょう。

司法試験受験生にとっては、短答式試験の1点は、まさに千鈞の重みをもっています。

折角の情報公開制度を最大限に活かすためにも、正解公表制度の今後の改善を強く望むものです。

以上